

職員の勤務時間等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員の勤務時間及び休憩時間（以下「職員の勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間等は、次の表に定めるところによる。ただし、緊急かつ業務運営上やむを得ない場合の休憩時間の臨時の変更については、この限りでない。

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く)	正午から午後0時45分まで

(勤務時間等の特例)

第3条 交替制による勤務その他特別の勤務が必要な場合については、事務局長又は各施設長が会長の承認を得て別に定めるものとする。

2 事務局長又は各施設長は、前項の規定にかかわらず、窓口における勤務等業務の運営上特に必要がある職員については、休憩時間を別に定めることができる。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、勤務時間等に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。